

第47号
茂原市 農業委員会だより



発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530



遊休農地の解消と発生防止にご協力ください

市内の農地面積のおよそ1割が遊休農地となっています。

農地に雑草等が繁茂していると、近隣住民に迷惑をかけてしまうほか、周りの農地の作物にも影響をおよぼします。遊休農地の解消はもとより、これから遊休農地を増やさないためにも、農地の適正管理(除草や耕運等)をお願いします。

また、農業委員会では、遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的として、6月から9月の間に農業委員・農地利用最適化推進委員により農地の利用状況調査を実施しました。今後、遊休農地の所有者に対して、**農地の利用意向調査を12月から翌年1月頃に実施します**のでご協力をお願いします。

農地法施行規則の改正により、利用状況調査後、遊休農地の所有者には、毎年、今後の農地の利用意向を調査する書類(利用意向調査書)を送付することとなりました。ご理解とご協力をお願いします。



農地中間管理機構を活用しましょう

農地中間管理機構（以下、「機構」という。）は、知事が認可した公的機関（千葉県は公益社団法人 千葉県園芸協会）です。

☆農地を貸したい方☆

- 高齢になってきて農作業ができなくなってきた。
- 後継者がいない。
- 相続した農地を誰かに貸したい。

☆農地を借りたい方☆

- 経営規模を拡大したい。
- 新規就農したい。
- 分散している農地をまとめて農作業の効率化を図りたい。

～農地の貸し借りは機構におまかせください～

- 担い手の作業効率等を配慮して貸付けします。
- 必要に応じて簡易な整備を行い農地の利用条件を改善します。
- 公的機関なので、安心して貸し借りができます。

貸し付けの流れ

- 1 農政課や機構等へご相談ください。
- ↓
- 2 貸付申込書を農政課へご提出ください。
- ↓
- 3 機構が申込書の内容や現地を確認後、貸付農地リストへ登録します。
- ↓
- 4 機構が借り手を探します。
- ↓
- 5 借り手が見つかり次第、利用権設定の手続きを行います。
- ↓
- 6 機構へ農地利用の権利が移ります。

借り受けの流れ

- 1 農政課や機構等へご相談ください。
- ↓
- 2 借受希望申込書を借りたい農地のある市町村へご提出ください。
- ↓
- 3 借受希望者の氏名、希望する農地の条件等を機構のHPで公表します。
- ↓
- 4 希望に沿った農地を紹介し、賃料などの貸付条件を協議します。
- ↓
- 5 協議が整い次第、利用権設定の手続きを行います。
- ↓
- 6 受け手へ農地利用の権利が移ります。



お気軽にご相談ください!!

農地中間管理機構に関するお問合せ先

- 農政課 (0475-20-1526)
- 千葉県園芸協会 (043-223-3011)
- URL : <http://www.chiba-engei.or.jp>

☆農地の貸し借りについてのご相談は、まずは地域の**農業委員**や**農地利用最適化推進委員**へお気軽にご相談ください。

☆農地を貸し借りするときは、適正な手続きを行いましょう。

とても大事なことです!!

地域の農業(農地)について一度話し合ってみませんか。



5年後10年後の地域農業を守っていくため
地域の農業を未来へ繋げるために
地域計画(人・農地プラン)を作成しましょう



未来に向けて!!

茂原市の現状

2020 農林業センサスによると茂原市の総農家数は 1,350 戸です。これは 2015 農林業センサスの 1,622 戸から 272 戸減少しており、年間 54.4 戸の農家が離農していることとなります。また農業従事者の平均年齢は 71.1 歳(県全体は 66.9 歳)で 65 歳以上の割合は約 81.7%となっています。

皆さんの地域の現状はどうでしょうか。地域の農業(農地)を未来へ繋げていくためにも、地域での早急な話し合いはとても重要なことです。

~このような不安や悩みをお持ちではないでしょうか?~

- 高齢化の影響で離農者が増えてるけど、今後、地域農業はどうなるのか?
- 後継者もいないので、少しずつ耕作面積を減らしていきたいが、農地を借りてくれる人はいるのか?
- 農地を相続したけど管理ができない。これからどうすればいいのか?
- このままだと地域の綺麗な景観が、荒廃した景観に変わり果ててしまうのではないかと心配。
- 耕作地が点々としていて作業効率が悪い。まとめることができると作業効率が良くなれば、地域の農地を多く借りることができるのだが。

自治会等の集まりの時に、自分たちの地域の現状について話し合ってみては?

地域農業の今後について、不安を感じたり、悩みを持っている人はたくさんいると思います。



地域の現状と問題が見えてきたら、皆さんで地域農業の未来について継続して話し合ってみましょう。

『**地域計画(人・農地プラン)**』とは、皆さんが地域の問題に対し、具体的な解決策や将来の農地利用などを話し合っ作成した地域のための計画です。

「地域計画」について、内容の説明や話し合いの手伝い等のご要望がありましたら、各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農政課、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

●お問合せ先● 農政課 (0475-20-1526) 農業委員会事務局 (0475-20-1530)



農業者年金で老後の生活を安心サポート

○国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう

高齢の農家世帯（夫婦2人）の家計費は月約22万円というデータがあります。

国民年金の支給額は最大でも一人あたり月約6万5千円です。夫婦でもらった場合は月約13万円で、国民年金のみでは毎月約9万円程度不足してしまいます。

○農業者年金に加入すれば老後の生活が安心です（受給額の試算）

加入年齢	納付期間	保険料		年金額（年額）		想定される受給総額	
		月額	納付総額	男性	女性	男性	女性
20歳	40年	2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年		720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年		480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年		240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※上表の年金額、受給総額はあくまでも参考額です。

※受給総額は農業者の平均寿命、男性86.5歳、女性92歳を考慮して算出しています。



○農業者年金は農業者なら広く加入できます

- 【加入資格】
- ①年間60日以上農業に従事している方
 - ②国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方
又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者の方

○農業者年金の特徴

【特徴1】 加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、受け取る年金が事後的に決まる**積立方式・確定拠出型**のため、加入者・受給者数に左右されない安定した制度です。

【特徴2】 通常の加入の場合は保険料の額を、月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決めることができます。

【特徴3】 年金は一生涯受け取れます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取れるはずであった年金の額の現在価値に相当する額が、ご遺族に**死亡一時金**として支給されます。

【特徴4】 支払った**保険料は全額が社会保険料控除の対象**で、所得税・住民税等が節税になります。（支払った保険料の15～30%程度が節税となります。）

農業者年金のお問合せ先

- 農業委員会事務局（0475-20-1530）
- JA長生茂原支所（0475-24-5118）
- JA長生本納支所（0475-34-2233）
- 農業者年金基金専門相談員（03-3502-3199）



お気軽にご相談ください。